

質問

総会の「出欠表・委任状・議決権行使書」は、総会議事録が完成した段階で、破棄してもよいですか。



回答

管理組合ごとの事情によりますので、一概に総会議事録完成後に破棄してよいとはい えません。

これら管理組合の書類は保管期間に法の定めはなく、任意に管理組合で決めることができますが、規約等に定めて明確化しておくことが望ましいでしょう。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。